平成２３年（フ）第４９号
茨城県高萩市大字下手綱1489番地の５
債務者　有限会社松洋商会
代表者代表取締役　松本　洋一
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　近藤　識之
４　破産債権の届出期間　平成23年７月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月５日午前10時30分
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第４８９号
神戸市中央区港島６丁目８－２　佐川グローバルロジスティクス株式会社５階、商業登記簿上の本店所在地神戸市中央区港島中町３－１－56・１Ｆ
債務者　有限会社アイランド・カンパニー
代表者取締役　山内　常治
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森川　　拓
４　破産債権の届出期間　平成23年６月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
和歌山県日高郡印南町大字南谷304番地
債務者　株式会社前田組
代表者代表取締役　前田　忠紀
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時10分
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１３号
和歌山県御坊市野口366番地８
債務者　有限会社前田
代表者代表取締役　前田與喜子
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　繁夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月11日午後１時10分
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第１０５８号
名古屋市名東区香流１丁目101番地
債務者　株式会社髙木造園
代表者代表取締役　髙木千登勢
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前川　弘美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月14日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９８号
愛知県あま市甚目寺須原99番地
債務者　スズキライジング株式会社
代表者代表取締役　鈴木　昭広
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植村　元雄
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年７月28日午後３時50分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０９号
さいたま市南区大字大谷口5741番地12
債務者　株式会社ＫＥＥＰ　ＯＮＥ’Ｓ　ＳＷＥＡＲ
代表者代表取締役　黒田　正人
１　決定年月日時　平成23年５月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　冨澤　幸弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月２日午前11時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２７３号
北海道千歳市幸町３丁目13番地２
債務者　有限会社礁
代表者取締役　大門　光秋
１　決定年月日時　平成23年５月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高田周一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月10日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１５号
兵庫県姫路市土山４丁目657番地
債務者　株式会社エーデルハウス
代表者代表取締役　直江　正輝
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石原　浩史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月18日午前10時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２９３号
北九州市若松区大字小竹2210―１
債務者　大誠産業株式会社
代表者代表取締役　大塚　博之
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畑中　　潤
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月24日午前10時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１５号
北海道足寄郡足寄町南二条５丁目８番地
債務者　株式会社ダイセン
代表者取締役　大泉　孝志
１　決定年月日時　平成23年５月13日午前９時50分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岩田　圭只
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月１日午前10時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大分県杵築市大字南杵築1715番地30
債務者　株式会社ビーナビゲーション
代表者代表取締役　河野　　健
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　昇悟
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月２日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
群馬県桐生市相生町２丁目777番地
債務者　株式会社谷製作所
代表者代表取締役　谷　　展利
１　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　矢田　健一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月22日午前11時30分
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８９７号
兵庫県芦屋市東山町４番13号
債務者　レフト・アローン株式会社
代表者代表取締役　潘　　式材
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　尾藤　　寛
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２２３号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字海老子62番地８
債務者　高田　森孝
１　決定年月日時　平成23年５月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平林　奈純
４　破産債権の届出期間　平成23年６月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年８月１日午後２時40分
６　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
山口県岩国市周東町下久原1696番地
債務者　藤井　和文
１　決定年月日時　平成23年５月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白木健太朗
４　破産債権の届出期間　平成23年６月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成23年８月２日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
山口地方裁判所岩国支部